

○山梨県警察職員の死亡弔慰金等支給に関する訓令

〔平成28年3月18日〕  
〔本部訓令第9号〕

山梨県警察職員の葬祭料支給に関する訓令（昭和43年山梨県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）が死亡した場合における死亡弔慰金及び生花の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（死亡弔慰金等の支給）

第2条 職員が死亡した場合において、死亡した職員の葬祭を行う者に対し、次の死亡弔慰金及び生花を支給するものとする。

- (1) 死亡弔慰金 1万円
- (2) 生花 1基

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。